

# 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の一部を改正する法律の概要

## 法律改正の必要性

### 現行法に基づく基本方針における目標

窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域において、平成22年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をおおむね達成する。

### 大気汚染の現状と課題

大気環境は着実に改善しているものの、自動車交通量の多い一部の交差点等においては大気環境基準を達成していない局地的な汚染が継続。

また、そのような局地的な汚染については、現行法の車種規制の及ばない対策地域外からの流入車による影響が大きい。

大気環境基準の非達成地域において、できる限り早期に基準を達成し、達成地域においては良好な環境を維持するため、一層の対策を講ずることが必要。

## 改正法の骨子

### 1. 局地汚染対策

( 粒子状物質についても同様に規定)

#### (1) 窒素酸化物重点対策地区の新設

都道府県知事は、窒素酸化物対策地域内で大気の汚染が特に著しく、対策を計画的に実施する必要がある地区を、窒素酸化物重点対策地区に指定。

窒素酸化物重点対策計画を策定し、対策を重点的に実施。

#### (2) 建物の新設に係る届出

窒素酸化物重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者に対し、排出量の抑制のための配慮事項等の届出を義務付け。

### 2. 流入車対策

#### (1) 自動車を使用する事業者に係る流入車対策

対策地域周辺から重点対策地区のうちの指定地区へ運行する自動車を使用する一定の事業者には、窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画作成・提出や定期報告を義務付け。

#### (2) 事業者の努力義務

対策地域周辺から対策地域内に運行する自動車を使用する事業者及び当該事業者に輸送を行わせる事業者に対し、窒素酸化物等の排出の抑制に係る努力を義務付け。